

事 務 連 絡

平成23年3月29日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当（部）局 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者の避難所等における虐待の防止について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震については、要援護者の支援について最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今回の災害による避難所等での生活が長期に及び、高齢者への影響が懸念されているところであります。つきましては、避難所等における高齢者の養護者及び養介護施設従事者等による虐待の防止についても、特段の配慮をお願いいたします。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項において、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、養介護施設の業務に従事する者が、当該養護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う虐待行為である旨、規定されています。今回の災害において、養介護施設以外の避難先で養介護施設従事者等が業務を行っている場合についても、本規定は適用されますので、念のため申し添えます。

なお、本文書については、避難所等に係る管理業務等を行う担当部局を含めた管内市町村等への周知をお願いいたします。